

時間になっても話し続けたものです。被害者は、あすの会以外に行き場所が無かったからです。

署名活動を行った当時の会員は、最盛期で375名いましたが、18年経った今日では、連絡できる会員は275名です。被害者からの電話相談も、大幅に減っております。そこで、あすの会の役割は終わったと考えて去る3月11日の臨時大会で、本日6月3日を以て解散するとことにした次第です。

13. 今後のこと

被害者問題がすべて終わったわけではありません。では誰がこの対策を担うのか。それは、国であり、国民であります。

2009年、第13回国際被害者学シンポジウムの特別講演で、私は次の言葉で締めくくりました。「心身ともに疲れ切った犯罪被害者等が、運動の先頭に立つことは、精神的にも、経済的にも大きな負担を伴います。犯罪被害者にこのような辛い役目を負わせること

は、日本を最初にして最後にしてください。誰もが、被害者になる可能性があるのですから」と。

14. 最後に

犯罪被害者の権利と被害回復制度を目指して全国を駆け回った会員被害者は、自らが作った制度の恩恵を受けることはありません。自分たちの事件は過去のものだからです。会員はこのことを知りつつ、これからの被害者に自分たちと同じ苦しみを味わわせたくない、この一心で運動を行ってきたのです。私は、人生の晩年において、このような崇高な精神を持たれた人たちと共に運動して来られたことを、感謝し、誇りに思っております。

同時に、今までご支援くださった、歴代の総理大臣、法務大臣、関係官庁の方々、顧問弁護団、犯罪被害者を支援するフォーラムその他のの方々に対して、心から感謝申し上げます。

司法はどう変わったか

私からは、司法制度の改革についてお話しさせていただきます。

被害者参加制度ですが、平成28年までに8600人の被害者が参加を許可されました。それから、情状証人への尋問というのは1731名。弁護士に依頼をして参加をした被害者の方は6238名。その中で国の費用によって弁護士を付ける国選の被害者参加弁護士を利用になった方々は2985名という統計が出ております。

具体的にどんな風に変ったかと言いますと、被害者の方が参加を許可されると、弁護士を依頼しなければなりません。経済的に困難な方は法テラスに行き申請し、ほぼ希望通りに選定する仕組みになっております。

弁護士が選定された後、検察官のところへ行って記録の閲覧謄写という事をお願いします。最高検察庁の通達によって参加人弁護士には記録の閲覧謄写が許されることになっております。犯罪被害者の一番の願いは真実を知りたいという事でした。この裁判を待たずに記録の閲覧謄写ができるという事は大変に大きな成果であると思います。

弁護士 白井 孝一

裁判が行われる前に、公判前整理手続きと言って、ほぼ非公開で争点と証拠を整理する手続きがあります。その手続きの前後は毎回、協議を行います。その事によって裁判が始まった時に不意打ちを食らわないように、また裁判の中で必ずこういう事を検察官に言ってほしい、こういう証拠を出してほしいという事もこの協議の中で行われるようになりました。

そして、公判が始まれば参加人が直接質問します。被告人がいい加減な言い訳をして逃げようとしたり、真実を隠そうとしたり、また亡くなられた被害者の方の尊厳を傷つけるようなことを言ったりした場合に、その被害者の尊厳を守るという事、また被告人に真実を話させるという事、そして被害者が希望する刑罰を望むという事が行われるようになりました。まだまだ不十分な点、改革しなければならない点はたくさんあると思います。

私たちはこの制度を運用していくに当たって、この制度の中に込められたあすの会の願い、その心というものを忘れないようにしなければいけません。

さて、あすの会という被害者組織の第一の特徴というのは、被害者のための新しい制度を作ろうというそ

の一点で意思を統一して団結した組織であり、その制度は自分たちには適用されないけれども新たに被害に遭われる方のためにやろうという事です。

第二の特徴は、自分たちで研究し、調査し、そして提案する、それを被害者が自前でやったという事です。

そして、日本の制度を前提として考える限り、何を考えても全て「だめ」という結論しか出ませんでした。それを「最後の最後まで諦めないで、発想の転換をして外国の制度を調査して実現させた」というのが三つ目の特徴です。ですから世界に誇れる制度ができたの

補償はどう変わったか

犯罪被害者の中でも特に凶悪犯罪被害者は、被害を被った被害者だけでなく、残された家族も、精神的にも経済的にも困窮に陥ります。例えば、一家の大黒柱を失い子どもが3人残された妻が専業主婦であった場合、本当に路頭に迷います。ガソリンをかけられて全身が火だるまになり何回も手術を受け、未だに治療を続けている方もいます。そういう方も生活保護を受けなければ生活できない。これが今迄の実態であります。

そこで、平成16年にあすの会ではヨーロッパへ調査に行きました。ドイツでは白い輪が全額補償します。完治するまでに5年かかろうが、10年かかろうが補償されます。被害に遭うと生活収入が減りますが、被害前と被害後の差額の42.5%が死ぬまで年金で支払われます。更には、親族間で起こった犯罪だからといって、支給されないとか減額されるということはないそうです。

ところが、我が国の犯給法は、昭和55年当時としては画期的なことでしたが、見舞金程度でした。大黒柱が殺されても数百万円しか支払われません。更には一時金ですから、一回払ったらもう終わり、正にこれは単なる恩恵でお涙頂戴であります。

犯罪被害者等基本法には、被害前の状態を回復することとあり、何年かかっても途切れなく最後まで支援しなければならないと書いてあります。つまり、国家の責務が定められ、被害者は補償を受ける権利ができたわけです。

この基本法を受けて、平成17年から犯罪被害者等基本計画が始まりました。この計画を受けて平成18、19年には経済的補償に特化した小検討会が始まりま

だと思えます。

あすの会は今日で解散となります。明日からはあすの会は人々の記憶の中で歴史となります。私たちは、この歴史を引き継いでいく上において、あすの会の心というものを後輩に引き継いでいかなければなりません。

今後もまだ被害者のための課題はたくさんありますので、これからも協力し合って新しい制度を作っていかなければなりません。是非皆様の協力をお願いしたいと思えます。

弁護士 高橋 正人

した。私たちが考えたのは、本当に困っている人に最初に予算を付ける制度、正に生活保障型です。そして小検討会の議論を通じて平成20年7月1日に2つの大きな改正がなされました。

ひとつは、金額が大幅に拡大されました。当時は数百万程度でしたけれども、自賠責保険並みの支給がなされることになりました。更には、犯罪によって重度の後遺障害が残ることもありますが、休業補償という新たな概念を設けて補償することになりました。但し限界があり、自賠責保険並みの、というのは50歳台で被扶養者が4名の場合です。若年層が亡くなった場合には数百万しか補償されていませんでした。更に治療費についても1年間しか補償しませんでした。理由は、1年間で完治する人が当時の統計では7割いたからです。この残り3割の人を助けてほしいという事で、内閣府の補償検討会の中で、引き続き話し合いが始まりました。しかし、なかなか進展しませんでした。

平成26年に上川先生が法務大臣になられ、自民党内の司法制度調査会のもとにプロジェクトチームができました。座長には鳩山邦夫先生がなられ、私たちは的を絞って要望することにしました。ひとつは、若年層の支給額を拡大すること、治療費については残り3割を救済するため期限や上限を設けないこと。そして、親族間の犯罪だからといって、支給しない、あるいは減額するという規定を撤廃してほしいと要望しました。

平成28年、警察庁はようやく重い腰を上げてくださいました。そして、今年の4月1日から犯罪被害者給付金の施行規則が大幅に改善され、親族間犯罪でも、殺害の時点で親族関係が破綻していれば全額支給される